

5. 教員組織

[到達目標]

教員の任免手続き、選考基準については、大学全体で明文化されて公正かつ適切に運営されている。また各学部・研究科等の理念・目的にあわせて、適切な基準等を設けて運用されており、現状ではとくに問題は見当たらない。

しかし、他大学の昨今の教員組織に目を向けると、この間大きな変化が見られた。具体的には**教員所属組織と教育課程運営組織の分離**である。これは大学が、社会のニーズに適合し、多様な教育を柔軟に提供することが求められるとともに、先端的、あるいは学際的な研究発信のための研究組織を迅速に組成することが必要になってきたことによる。従来のように教員所属組織、教育課程運営組織、研究組織が一体である限り、このような社会的、研究上の要請に応えることは難しい。本学において、既存の学部研究科に加え、専門職学位課程、独立研究科、さらに今後予定されている新設学部、検討中の既存学部新学科等を考慮すると、本方式の採用は**総合大学としての本学の優位性を発揮し、教育・研究活動の有機的連携及び人的資源の活用の上できわめて有効であるものと思われる**。この点は、中・長期的視点に立って、今後、検討することとしたい。

また、教員職位については、2007年4月より新たな教員組織がスタートする。教授、准教授、そして従来の助手は、助教と助手に分離され、大幅な変更が予定されている。新しい制度の運用次第では、教員人事政策のあり方がかなりドラスティックに変わる可能性があり、この点については本学としての対応を決定するために、**全学的な新教員組織検討委員会を設置**して検討を行っている。

現在の大学改革の流れを展望すれば、わが国においてもアメリカの大学のように、**教育研究に専念する教員とアドミニストレーションに従事する教員**への分化が進む傾向が見出される。今後どのような方向に向かうにしても、**教学部門のコアに、長期的視点を有し、学院文化を理解しつつ主体的にアドミニストレーションを引き受ける教員層を一定数確保**することが、私立大学にとって最大の競争力保持につながることになる。この意味で、本学の研究科博士後期課程ないし一貫制博士課程において、**本学の伝統を引き継ぎ、継承する次世代の教育研究者の養成を維持**できるかどうか非常に重要であることを、あらためて認識する必要がある。

A群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

A群・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

本学の専任教員組織としては、現在は教授、助教授、専任講師、助手により構成されている（「大学基礎データ」表19を参照）。各学部・学科は、それぞれの理念・目的及び教育課程に即して必要な規模の教員組織を設けており、**大学設置基準で定める必要教員数は確保されている**。また、学部の教育課程をもつ研究科は、**学部の兼任教員により授業を担当**している。ただし、それぞれの学部が一定の基準を満たしているとはいえ、専任教員1人あたりの在籍学生数は、各学部とも少ないとはいえない。今後、財政的な問題も考慮しながら、教員1人あたりの学生数の削減に努め、より適切な学習環境を整

えなければならない。

A群・主要な授業科目への専任教員の配置状況

A群・教員組織における専任、兼任の比率の適切性

各学部・研究科が編成したカリキュラムに対する教員の配置は、各学部・学科の判断で行われている。「大学基礎データ」表20にあるとおり、各学部・研究科では、専門教育の主要な科目である必修科目と多くの選択必修科目の担当者は、専任教員を中心に適切に配置されていると判断できる。なお、詳細については、各学部・研究科の「教員組織」の項目を参照されたい。

2006年度に学部で開講した全開設授業科目に対する専任教員の担当比率を学科単位で見ると、文科系学部（文）の専門科目では、35.5～68.8%の範囲にあり、平均は54.6%である。社会科学系学部（経済、法、経営、国政経）の専門科目では、50.5～90.5%の範囲にあり、平均は71.5%である。理工学部の専門科目では78～94.2%の範囲にあり、平均は85.8%である（「大学基礎データ」表3を参照）。最近では、学習している内容が実社会で役立つことを伝えるために、社会の**第一線で活躍している実務経験者を兼任教員として招く授業が増えている**。これは、専兼比率という意味では数値を低下させるが、**理論と実践とをうまく組み合わせることで学生の学習意欲を刺激する**うえでは、非常に効果的であるといえる。

また、語学教育については、少人数教育を前提としているため、どうしても兼任教員に頼らざるをえないというのが現状であるが、今後、質の向上を図りながら効果的な人的配置を考えていかなければならない。

A群・教員組織の年齢構成の適切性

教員の学部別年齢構成については、「大学基礎データ」表21のとおりである。本学の専任教員の定年は、教授68歳、その他は65歳である。各学部で新規に教員を採用する際には、本学の教育方針への理解や教員の教育研究分野、カリキュラムとの適合、教育に対する熱意等を総合的に判断して任用しており、**適切な教育研究体制を継続的に維持し、一層の充実を図ることを考慮して人事計画を策定して年齢構成の適正化に努めている**ため、各学部とも高年齢化にはなっておらず、とくに片寄った年齢構成にもなっていないといえる。

B群・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

本学のカリキュラムは、各学部・研究科が各々の理念・目的に照らして編成することを基本としていることから、原則として各学部・研究科教授会において調整・決定されるが、学事暦の決定などの全学的に取り組むべき問題やカリキュラムの実施にあたっての**学部・研究科間の連絡調整等については、学部長会、大学協議会及び全学教務委員会が担当している。**

専門教育科目においては、教育目的に則した体系的なカリキュラムを組み、かつ複数学部をもつ本学の優位性を発揮するために、**学部・学科間の相互履修など積極的かつ効果的に運用している。**また、本報告書の各学部の記述にあるとおり、学部内においては必要に応じ、緊密な連絡調整を行っている。大学院においても、科目担当教員間での連絡調整や論文指導上の工夫を凝らしており、適切かつ妥当と評価できる。

本学の教育課程編成上の連絡調整機能は概ね妥当であるといえるが、本学の理念・目標達成のためには、より緊密な連絡調整が必要であると考えている。

- A群・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- B群・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- C群・ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性
- B群・研究支援職員の充実度（大学院）
- B群・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（大学院）
- C群・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性（大学院）

本学には、教育上の補佐を目的とした人的補助体制として、**助手、教育補助員（Teaching Assistant）、リサーチアシスタント（Research Assistant）、学生指導員（チューター）の制度**がある。

助手は、規則に従い、2006年度は文学部9名、経済学部2名、法学部1名、経営学部2名、理工学部58名、国際マネジメント研究科1名、情報科学研究センター3名、計76名が配属されている。このほか理工学部では、非常勤助手94名を採用している。なお、非常勤助手とは、定員枠の助手1名が欠員の場合に、合計勤務時間週25時間分まで、原則として本学大学院生を採用するものである。

教育補助員（Teaching Assistant）は、「**青山学院大学教育補助員規則**」に基づき制度化し運用されている。その目的は「本学大学院の在籍学生により、教育効果の充実向上を図るために、授業を担当する教員の指示に従って教室内・外での補助業務を行う」こととしている。2006年度は10月1日までに、全体で317名が配属されている。

リサーチアシスタント（Research Assistant）は、「**理工学部リサーチアシスタント規則**」に基づき制度化し運用されている。その目的は「本学大学院博士後期課程の在籍学生により、理工学部長の監督の下に、先端技術研究開発センター全体の共通施設等維持に関する補助業務、研究プロジェクト個々

の実験研究における補助業務等を行う」こととしている。任用手続としては、理工学部各学科が「実験・実習内容を受講生に的確に伝え、かつ適切に指導できる」と判断する学生を申請し、学科主任会の議を経て学部長に推薦、その後学部長会の議を経て採用することとなっている。2006年度は、6名が配属されている。

外国人留学生には「青山学院大学外国人留学生規則」に基づき、**学生指導員（チューター）**が生活の上でのアドバイスを行っている。チューターは、同規則に定められた指導教員（アドバイザー）の助言を得て、①外国人留学生の専攻科目履修上の全般的な指導、②外国人留学生の学生生活全般にわたる指導等を職務としている（「外国人留学生指導員制度実施細則」）。2006年度は、学部全体で66名が採用された。

助手の制度は、概ね教育上有効に機能しているが、学部・研究科によっては、その役割に若干の相違がある。詳細は、各学部・研究科の項目を参照されたい。

チューターは無償となっているが、教育補助員とリサーチアシスタントの制度は、**大学院生の経済的支援と教育研究活動の指導力向上**において、また、**受講学生と補助学生双方の学習の活性化**において有効に機能しているといえる。

これ以外にも、青山スタンダードの情報スキル科目の学習について、おもに1年生の学習支援をするために、情報のスキルをもった学部上級生がIT-Aとして教える制度があり、年齢差が少ないことにより質問しやすい等、この制度導入による満足度は非常に高い。

また、青山キャンパスと相模原キャンパスに**研究支援の部署を設置**して研究情報収集と案内、研究補助金申請支援、外部研究資金獲得、共同研究活動の支援等により、教員の研究活動を強力にバックアップしている。

A群・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

B群・教員選考基準と手続の明確化

B群・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

B群・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

A群・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教授、助教授、講師及び助手の任用及び昇任に関する手続きは、「青山学院大学専任教員の任用及び昇任に関する規則」に定められており、専任教員の資格基準は、大学設置基準の定めるところにしたがい、同規則第2条に明記されている。また、専任教員の**任免、昇任**は、「青山学院大学学則」第14条第4項及び「青山学院大学教授会及び専任教授会規則」第6条に基づいて、教授をもって構成される**専任教授会の審議事項**となっている。以上のとおり、**明文化された基準と手続**にしたがって、**公正かつ適切な方法で審査**を行っている。

専任教員の任用手続きは、①学部長が候補者の任用を学長に発議し、学長は、**学部長会**にこれを諮り、学部長会の了承を得て当該**専任教授会**にこれを諮る。②専任教授会は、**審査委員会**を設置し、その報告を受けて任用の可否について審議、議決する。③学部長は、専任教授会の決定を**学長に報告**し、学長は、それを**院長に報告**する。④任用の決定は、**常務委員会及び理事会の承認**を得なければならないとなっている。また、専任教員の**昇任手続**きも**同様の手続**をとることとなっている。

なお、**大学宗教主任の資格・任用・昇任**等は、「青山学院大学宗教部長及び大学宗教主任に関する規則」に定めている。**助手の資格・任用**については、「青山学院大学文科系学部助手規則」、「青山学院大学理工学部助手規則」、「青山学院大学体育実技助手規則」等に定めている。

任用に関しては、本学の教育方針に理解があることは当然であるが、学部によって人事計画、採用計画を策定して教育研究分野、年齢構成などの適正化に努めており、教育研究活動の活性化・高度化・多様化に合わせて人材を確保するため、必要性によって適宜、推薦及び公募により国内外から広く人材を集め、**人事の活性化**を図っている。また、任用の審査についても各学部で審査委員会を設け、必要に応じ本学他学部の専門家や外部の専門家の意見も求めて**公正な任用**に努めている（「専任教員の任用及び昇任に関する規則」第4条第2～3項）。

B群・教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

B群・教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性（大学院）

教員の教育研究活動についての評価方法は、本学では確立されていないが、教育研究活動の成果を検証する制度でもっとも基本的なものが**教員の昇格人事における業績審査**である。昇格の審査については各学部で審査委員会を設け、審査委員会の審査報告を受け、その昇格の可否について審議、議決している（「専任教員の任用及び昇任に関する規則」）。

また、**教員の教育研究活動**については、年ごとに**研究活動、担当科目、学内行政分担、社会的活動**などの詳細な業績をデータで**管理・更新**を行い、その一部を広く社会に知らせるために**大学ホームページ上で公表**している。また、理工学部においては、この他に毎年『理工学部研究要覧』を発刊し、**産官学連携に役立**ている。さらに各学部の学会組織を中心として刊行している紀要等に、年間の研究業績を独自に掲載している学部もある。現在、教員の最新の活動状況を随時社会に公表するために、学内LANにより業績をデータベース化して常時更新し、情報開示を行う予定で準備が進められている。

研究活動の活性化に向けては、**制度として在外研究、内地留学、特別研究、青山学院学術褒章の制度**を設けており、また本学に於いての学会開催については、補助金を交付している。

B群・大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性

本学では、**総合大学としての利点を生かし**、大学とセカンダリー（大学以下の併設校）の間で、不足している学問領域を補う目的で、**相互交流による教員の兼任任用**を行っている。2006年度においては、大学の専任教員が青山学院女子短期大学で6名、女子短期大学の専任教員が大学で10名、青山学院中等部と幼稚園の専任教員が大学で2名、それぞれ授業を担当している。これらの交流は、**教員自身の教育能力向上や学院全体としての一貫教育の向上にもつながる効果がある**と考えられる。今後は、学生への教育プログラムの交流や、授業開放による単位認定までも視野に入れた対応を積極的に進める予定である。